

長野県魅力発信ブログ 及び 長野県メールマガジン「週刊信州」 広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長野県魅力発信ブログ及び長野県メールマガジン「週刊信州」の広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県ブログ 長野県(以下「県」という。)が管理する長野県魅力発信ブログをいう。
- (2) メールマガジン 長野県が毎週木曜日に発行する長野県メールマガジン「週刊信州」をいう。
- (3) 広告主 県ブログ及びメールマガジンに広告を掲載する者をいい、他者の広告を仲介して掲載する者(以下「広告代理店」という。)を含む。
- (4) 広告枠 広告を掲載するためのブログページ及びメールマガジン上の区域をいう。
- (5) 広告 画像又は文字で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。
- (6) 広告等 広告又は広告主の指定するリンク先のページをいう。

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載位置及び数、種類は、別表1のとおりとする。

- 2 広告枠には、広告である旨を表記する。

(広告の種類等)

第4条 掲載する広告の種類は、県ブログへの画像(バナー)広告及びメールマガジンへの文字(テキスト)広告とする。

- 2 広告の規格及び禁止表示は、別表2のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、別に定めることとし、期間毎に広告主の募集及び決定を行う。

- 2 県は、掲載期間開始に先立ち、試験掲載を行うことが出来る。

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料は別に定める。

- 2 広告主は、広告の掲載料を県の発行する納入通知書により、別に定める期日までに一括して納入しなければならない。
- 3 前項に指定する期日までに納入が行われなかった場合、県は広告掲載を中止することができる。
- 4 掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すべき事由がなく県が掲載すべき広告を掲載しない期間が1日(24時間)を超え、第19条の規定により広告枠の全部若しくは一部を県ブログページから削除したとき、又は掲載料を還付する特別の事由があると県が認めるときは、この限りでない。
- 5 機器等の保守又は工事を行うとき、天災、事変その他の非常事態が発生したとき、その他公益上やむを得ない事由により県ブログ及びメールマガジンの運営が一時停止する場合は、前項ただし書きの規定は適用しない。

(広告主の基準)

第7条 次の各号に掲げる者の広告は、掲載しない。

- (1) 法令に違反している者

- (2) 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (3) 長野県内に本店又は営業所等を有していない者。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者。
- (5) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中の者
- (6) 清算手続中の者、破産手続中の者、又は特別清算に関する手続中の者
- (7) その他、県ブログ及びメールマガジン上に広告を掲載することが適当でない者として、別表3に定めるもの

(広告等の基準)

第8条 広告の内容が、別表4に該当する場合は、当該広告は掲載しない。

- 2 前項に規定する場合のほか、広告から直接リンクするホームページの内容が、県ブログから直接リンクすることが適当でないものとして別表5に定めるものに該当する場合は、当該広告は広告枠に掲載しない。

(地域性の考慮)

第9条 広告代理店は、県ブログ又はメールマガジンの性格を考慮し、長野県に関連した広告を掲載するよう努めなければならない。

(広告の申込み)

第10条 広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)は、別に定める広告掲載申込書を県に提出するものとする。

(広告主の選定)

第11条 県は広告掲載申込書に記載された内容が、第7条及び第8条に規定する基準等を満たしており、広告主及び広告の内容が適当であると認められる者のうち、申込価格が、最も高いものを広告主として選定する。

- 2 最高価格の広告掲載希望者が2者以上のときは、地方自治法施行令第167条の9の規定を準用し、くじにより決定する。

(広告主への通知等)

第12条 知事は、広告主を決定したときは、別に定める広告主決定通知書により広告主に通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第13条 広告の原稿は、広告主が作成するものとする。

- 2 広告の原稿の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 広告主は、県ブログへの広告掲載を開始しようとする日(以下「掲載開始日」という。)の7日前(一度県の審査を受けた広告主と同一の広告主による広告については4日前)までに、当該広告の原稿を県が指定した場所に提出しなければならない。
- 4 広告主は、広告掲載を希望するメールマガジン各号の配信日の7日前(一度県の審査を受けた広告主と同一の広告主による広告については4日前)までに、当該広告の原稿を県が指定した場所に提出しなければならない。

(広告主及び広告内容の審査)

第14条 前条第3項及び第4項の規定により広告の原稿が提出されたときは、県は、当該原稿に係る広告主及び広告等を審査し、広告主及び広告内容が適当なときは、広告の原稿の引渡しを受ける。

- 2 前項の審査の結果、広告内容が第4条及び第8条に規定する基準等を満たしていないときその他広告内容が不適当なときは、県は広告主に対し、広告内容の補正等を指示するものとする。
- 3 前項の指示があったときは、広告主は、県が指定する日までに広告内容の補正をしなければならない。この場合において、指示の内容が広告の補正であるときは、広告主は、県が指定する日までに補正後の広告の原稿を提出しなければならない。
- 4 前項の規定による補正後の広告内容の審査については、第1項の規定を準用する。

(広告の掲載時期)

第15条 県は、前条第1項の規定により引渡しを受けた県ブログへの広告の原稿を掲載開始日の午後5時までに広告枠に掲載するものとする。

ただし、掲載開始日の前日が日曜日若しくは土曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日(以下「日曜日等」という。)に当たる場合は、その日の直後の日曜日等でない日の午後1時から午後5時までの間に掲載するものとする。

(リンク先等の変更)

第16条 広告主は、広告枠に掲載されている広告及び広告主の指定するリンク先(以下この条において「リンク先等」という。)を変更することができる。

- 2 広告主は、前項の規定によりリンク先等を変更しようとする場合は、変更しようとする日の7日前までにその旨を書面で県に申し出て、第14条に規定する審査を受けなければならない。その際、広告を変更しようとするときは、併せて変更後の広告の原稿を提出しなければならない。
- 3 リンク先等を変更する場合の広告の掲載時期については、前条の規定を準用する。

(県の責務)

第17条 県は、県ブログの周知及び閲覧数の向上並びにメールマガジン読者の獲得及び維持に努める。

- 2 県は、広告主が希望する場合は、メールマガジン読者の属性(年代、性別等)について、開示する。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告内容に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告主は、広告の掲載に関し第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 広告主は、広告主の指定するリンク先のホームページの事故その他の広告の掲載に支障のある事故が発生したときは、直ちにその旨を県に報告しなければならない。

(広告枠の削除)

第19条 県は、社会状況の変化等により、広告枠の全部又は一部を県ブログから削除することができる。

(補則)

第20条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則 この要領は、平成23年2月22日から施行する。

長野県魅力発信ブログ広告掲載要領 別表一覧

(別表1)第3条関係(広告の位置等)

	ページ	場所 1	形式	数	備考
A	ポータル http://blog.nagano-ken.jp/	左上	画像 200 × 150px	1	
B	日本一 http://nihonichi.nagano-ken.jp/	左上	画像 180 × 60px	2	連結可(2)
C	週刊信州 http://magazine.nagano-ken.jp/	右上	画像 180 × 60px	3	連結可(2)
D	同上 メールマガジン	テキスト上部	文字 3行(1行半角文字 70字以内)	2	連結不可

- 1 広告は、パソコンからの閲覧時のみ表示するものとする(携帯電話用閲覧ソフトでは非表示とする。)
- 2 B・Cについては、複数枠の広告主が同一の場合、複数枠を連結して1広告としての掲載することが出来る。

(別表2)第4条関係(広告の規格等)

画像(バナー)広告		
番号	項目	内容
1	大きさ	別表1のとおり
2	形式	GIF、PNG、JPEG、FLASH
3	データ容量	50KB以下
4	代替文字属性	「広告:広告主名 広告内容(20字以内)」とする。
5	禁止表示	(1) 点滅、アニメーション、切り替わりなどの動きが過度にあるもの。 (2) 閲覧者の意思に反した動きをし、又は閲覧者に誤解を与えるおそれがある表示(「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタンなど) (3) 実際には機能しない表示(入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニューなど) (4) 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれがある表示(「長野県 情報」等の表示、長野県章の画像の使用など) (5) その他広告の表示として適当でないと県が認めるもの
6	その他	文字、イラスト等の解像度は適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮する。

文字(テキスト)広告		
番号	項目	内容
1	文字数	テキスト3行とし、1行の長さは、半角文字 70文字以内
2	規格	1・2行目には、広告文及び広告主名を記載する。なお、広告主名は、他との混同を惹起しない場合には、略称、通称、サービス名及びサイト名を可とする。 3行目は、広告主の指定するホームページへのURLとする。
3	禁止表示	半角カタカナ及び機種依存文字は使用しない。 拡大文字は使用しない。

(別表3)第7条関係(広告主としない者)

1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 11 項に規定する接客業務受託営業を営む者
2	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団
3	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
4	特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)第 33 条第1項に規定する連鎖販売業又は第 51 条第1項に規定する業務提供誘引販売業を営む者
5	主として次に掲げる営業等を営む者。 ア 金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第2条第8項に規定する金融商品取引業のうち主として同条第 20 項に規定するデリバティブ取引を行うもの イ 金融商品取引法第 28 条第2項に規定する第二種金融商品取引業のうち主として同法第2条第1項第 14 号に掲げる有価証券又は同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利(同項第1号及び第5号に掲げるものに限る。)について同法第 28 条第2項各号に掲げる行為を行うもの ウ 金融商品取引法第 28 条第2項に規定する第二種金融商品取引業又は同条第4項に規定する投資運用業のうち主として同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利(同項第5号及び第6号に掲げるものに限る。)について同法第 28 条第2項各号又は同条第4項各号に掲げる行為を行うもの エ 質屋営業法(昭和 25 年法律第 158 号)第1条第1項に規定する質屋営業

	<p>オ 商品取引所法(昭和 25 年法律第 239 号)第 2 条第 12 項に規定する商品取引債務引受業</p> <p>カ 特定商取引に関する法律第 2 条第 1 項に規定する訪問販売、同条第 2 項に規定する通信販売又は同条第 3 項に規定する電話勧誘販売。ただし、主として通信販売を業として営む者で、特定商取引に関する法律第 30 条に規定する法人の会員であるものを除く。</p> <p>キ 業として行う海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律(昭和 57 年法律第 65 号)第 2 条第 4 項に規定する海外商品市場における先物取引の受託等</p> <p>ク 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 1 項に規定する貸金業</p> <p>ケ 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成 3 年法律第 66 号)第 2 条第 3 項に規定する商品投資顧問業</p> <p>コ 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成 18 年法律第 60 号)第 2 条第 2 項に規定する探偵業</p>
6	法律に定めのない医療類似行為等を実施または推奨する者
7	社会的な問題を起こしている者
8	県ブログ及びメールマガジンの広告主として決定されながら、掲載料の納入を適切に行わなかった者
9	その他、県ブログ及びメールマガジンへの広告主として不適当であると県がみなすもの。

(別表 4) 第 8 条関係(掲載対象としない広告)

1	法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
2	公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
3	人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
4	政治性又は宗教性のあるもの
5	意見広告など特定の主義主張を目的とするもの
6	事実と異なるもの
7	誇大な表現を含むもの、明示すべき事項を明示していないものなど虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
8	広告であること又は広告等の内容が不明確であるもの
9	広告主の名称、連絡先等が明示されていないなど責任の所在が不明確であるもの
10	個人の氏名を広告するもの
11	不当な比較広告
12	競馬、競輪、競艇、小型自動車競走、パチンコその他これらに類するものに関するもの
13	占い、運勢判断その他これらに類するものに関するもの
14	債権の取立て、示談の引受けその他これらに類するものに関するもの
15	たばこの販売を促進する目的のものその他これに類する目的のもの
16	県が広告主を支持し、又は当該広告に係る商品等を推奨し、若しくは保証していると思わせるもの
17	県の品位を損なうもの
18	世論が大きく分かれている事項に関するもの
19	国際関係を悪化させるおそれがあるもの
20	詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるものに関するもの
21	著しく射幸心をあおるもの
22	非科学的なもの又は迷信に類するものであって、閲覧者を惑わせ、又は不安にさせるおそれがあるもの
23	暴力団若しくは暴力団の構成員を賞揚し、若しくは鼓舞し、又は暴力団を排除する活動に異論を唱えるもの
24	銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
25	人の行方の捜索に関するもの
26	結婚相談又は養子縁組に関するもの
27	通貨又は郵便切手を複写して使用しているもの
28	割賦販売法(昭和 36 年法律第 159 号)第 11 条に規定する前払式割賦販売その他これに類するものに関するもの(経済産業大臣の許可を受けた者に係るものを除く。)
29	特定商取引に関する法律第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売取引若しくは同法第 51 条第 1 項に規定する業務提供誘引販売取引又はこれらに類する取引に関するもの
30	郵便私書箱、転送サービスなどに関するもの
31	無償また著しく安価での商品(データを含む)提供、または無料の会員登録を促すもの。
32	その他、県ブログ及びメールマガジンへの広告掲載として不適当であると県がみなすもの。

(別表 5) 第 8 条第 2 項関係(掲載対象としない広告のリンク先ホームページ)

1	別表第 3 の 5 のアからコまでに掲げる営業等(特定商取引に関する法律第 30 条に規定する法人の会員である者が業として営む同法第 2 条第 2 項に規定する通信販売を除く。)に関するもの
---	---